

臨床における倫理に関する方針

2008年7月
(財)宮城厚生協会
坂総合病院

当院は、地域医療支援病院として地域住民の声に傾聴しながら、患者の尊厳と基本的人権を尊重して診療を行ってまいります。

1, 患者の基本的人権の尊重

患者の社会的背景や個別的で多様な価値観にも配慮し、基本的人権を守りながら診療を行ってまいります。

2, 診療過程における倫理的課題への留意

患者の診療を行っていく過程で、倫理的課題の有無に十分留意しながら診療をおこなってまいります。

3, 法令と院内規定の遵守と関係規範、指針の尊重

診療や倫理的課題の検討に際しては、関連法規や院内規程を遵守し、関係する種々の規範を尊重し、関連指針を参照しながら進めてまいります。

4, 医療倫理4原則の尊重

当院では、医療における倫理的指針として以下に示す4つの原則にしたがって、様々な倫理的課題の検討を行ってまいります。

1) 患者の自律性尊重（患者の自己決定権の尊重）の原則：

①患者が自己の治療方針を決定していく際に、自由な意思に基づいた自律的な判断ができるように、十分な説明を行った上で、患者の同意を確認しながら診療を行ってまいります。

②患者の個人情報保護に十分留意しながら、診療を行います。

2) 患者に最大限に利益をもたらす原則：

患者の利益に資するよう行動してまいります。

3) 患者に危害を加えないよう行動する原則：

患者に対して肉体的、精神的危害を加えることのないように、十分留意しながら安全な医療を目指してまいります。

4) 患者に医療を公平、平等に提供する原則：

すべての患者を差別することなく、公平、平等に医療を提供します。

5, 多職種による倫理的課題の民主的、集団的検討

診療過程の中で倫理的課題を検討していく際には、一人の職員による判断に依拠することなく、当該課題に関与する多職種かつ複数の職員による対等な関係のもとで、適宜倫理委員会の助言や支援を受けながら、主体的、客観的に検討してまいります。

6, 臨床研究の施行時における適正な倫理的審査

医学の発展に寄与すべく臨床研究を行っていく際に、患者に不利益が被ることのないように、外部委員が参加した倫理委員会、治験審査委員会などにおいて、倫理的な観点を中心に厳正な審査を行ってまいります。